

第 11 回 大阪市同和問題に関する有識者会議 会議録（要旨）

1 開催日 令和 7 年 1 月 17 日（金） 午後 1 時～ 3 時

2 開催場所 大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

3 出席者 （*：ウェブ会議にて出席）

[メンバー]

三輪 敦子（座長） 妻木 進吾（座長代理）*

赤井 隆史 楠木 克弘

齋藤 直子* 辻 大介*

畑田 幸信 畑中 幸司

宮前 千雅子*

[大阪市]

（市民局）

福岡 理事

忍 ダイバーシティ推進室長

藤本 ダイバーシティ推進室 人権企画課長

寺見 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長

吉田 人権啓発・相談センター所長

市田 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長代理

中川 人権啓発・相談センター副所長

（大阪港湾局）

増山 総務部 人事・港湾再編担当課長

- 4 議題
1. 座長及び座長代理の選任について
 2. 差別発言事象の概要とそれを踏まえた大阪市の取り組みについて
 3. その他

5 議事要旨

議題 1. 座長及び座長代理の選任について

- ・メンバーの互選により、座長に三輪敦子氏が選任された。
- ・座長の指名により、座長代理に妻木進吾氏が選任された。

議題2. 差別発言事象の概要とそれを踏まえた大阪市の取り組みについて

- ・資料2-1、2-2、2-3、人権研修受講後の職員アンケートのイメージについて説明を行った。

【メンバーの意見】

- ・今回の職員による差別的言動は、これまでの研修が十分でないことを示しており、抜本的な見直しが必要。
- ・フィールドワークを含む研修が一部の職階の人に限られており、全職員に対して当事者と向き合う研修を実施されたい。
- ・(今回の) 有識者会議の開催時期について、大阪市の対応姿勢が問われると懸念。

【メンバーの意見】

- ・研修後のアンケートもよいが、再発防止という観点から全職員に対する意識調査を前向きに検討いただきたい。
- ・大阪市の同和行政、同和問題に関する基本的な考え方について、意見具申や答申としてまとめることが求められてくる。

【大阪市の説明】

- ・令和6年度の職員研修では、同和地域の実情等に精通した外部有識者に依頼し、差別を受けた方の社会的影響について理解を深める内容にしたほか、市長からのメッセージを冒頭に盛り込む等、職員が真摯に研修を受講し、効果的な研修となるよう工夫した。今後も有識者の意見などを参考に改善を進めていきたい。
- ・フィールドワークの対象を広げるべきとのご意見については考えていきたい。
- ・会議が遅いことについては、大変申しわけなく、こういう事象が発生したからということではなく、恒常的にご意見をお聞きする有識者会議について、時宜に応じて適切に対応していく。
- ・職員の意識調査は過去の「政治活動に関する調査」が、個人の思想信条に関わる部分とされ、本市が訴訟となり、大阪市が敗訴した経緯があり、慎重に取り扱うべきだと考えている。そのため、思想信条にまで踏み込むことを想起させる意識調査は難しいと認識。
- ・弁護士相談では、例えば設問で具体の団体名を挙げて聞くなど、内容によっては差別の助長にもなりかねないとの見解。
- ・職員の考え方の把握については、同様のアンケートを実施した大阪府の実績なども踏まえ、内容を検討している。
- ・多くの職員から率直な回答を得るという観点から、アンケート方式が適していると考えられる。
- ・審議会や有識者会議の活用について、時宜に応じてお諮りをしていきたい。

【メンバーの意見】

- ・所属長を中心にした全庁調査では同様の事案はないと報告されたが、現場感覚からは疑問が残る。差別問題は氷山の一角として捉える必要がある。
- ・大阪市は隣保館が1箇所だけで、職員が部落問題に直接関わる機会が減っており、例えば人権文化センターがあった場所でサテライト型の隣保事業としての地域福祉事業や相談事業、周辺地域との交流などを進める機会を増やすべき。
- ・自分の個人情報を守るということも、人権の1つの課題。事前登録型本人通知制度もアンケートに含める、職員も登録を進めるなど働きかけることを提案する。
- ・行政職員や教職員、特に若い世代の部落問題に対する認識が不足しており、研修を通じて市民へ働きかける能力を高める必要がある。

【メンバーの意見】

- ・事件として考えており、特定の地域や特定の職業を差別し、完全人格を否定しているので罪に問われて当然。事件であれば被害者に対する今後の対応をどう考えているか。
- ・部落差別解消の推進に関する条例の制定を強く求める。
- ・人権擁護法の制定、政府から独立した国内人権機関の設置を国に対して働きかけるべき。

【メンバーの意見】

- ・大阪市職員の差別事象が相次ぐ状況や部落差別解消推進法が制定されたことを考えれば、部落問題に特化した条例を検討していただく必要がある。

【メンバーの意見】

- ・差別の受けた側の気持ちがわかっていないのでは。「にんげん」という本で部落差別について学校で学んできたが、今はない。
- ・人権擁護法の制定については、みんなで動きを活発化すべき。

【大阪市からの説明】

- ・条例検討について、先の市会で市長が答弁したとおり現行の仕組みに基づく対応を基本とし、不足や不備があれば、時宜に応じて検討、対応する。
- ・条例等に盛り込まれていないために対応できないということが具体的にあれば、対応が必要と考える。現状では、研修の改善等、できることは取り込んでおり、市長答弁もその認識を示されたもの。
- ・全庁調査については、重大な事案が起きているにも関わらず適切に対応されていないものがないか確認を行ったもの。氷山の一角であると見るのが適当との認識は同じであり、改めて職員人権研修について、外部の意見を取り入れて実効性を高めることを検討している。

- ・人権救済等に関する法制度の確立について、毎年度、近畿市長会、大阪府市長会などとともに国への要望を行っており、引き続き行っていく。
- ・本人通知制度については主に区役所で周知啓発を行っており、市民の登録数もあがっていると担当から聞いている。

【座長からの意見】

- ・個人の思想信条を問う過去の「政治活動に関する調査」と、平等・被差別という前提のもとで起こった今回の事件を受けた調査を同列に論じることは不適切。「政治活動に関する調査」のように記名での全数調査を求めているわけでもない。

【メンバーから意見】

- ・有識者会議の開催が遅い。
- ・差別用語が使用されているという説明だけでなく、発言された文脈を理解することが重要であり、再発防止を考える上で差別事象の詳細を一定の範囲で知らせることは必要。
- ・差別事象に居合わせた時に、アクティブ・バイスタンダー*になれる研修が必要。
※ハラスメントやさまざまな暴力、差別が起きたとき、その場に居合わせた第三者が被害を軽減するために、状況に応じてできる行動をする人のこと。「行動する傍観者」の意。
- ・当事者も市民だという意識を持たないといけない。また、地元のまちづくりなど、市が積極的に関わるようにしていくことが大事。
- ・人権の概念や人権に関わる総合的な知識があつてこそ、個別の人権課題にも対応できると思うので、そういった研修が必要。

【メンバーからの意見】

- ・職員意識調査は、内容、無記名方式や強制性の緩和により実現可能と思うので再検討を。
- ・差別されている実態が見えにくくなっており、当事者の声を研修で伝えていくことは重要。その意味で、フィールドワーク型の研修は意味を持つし、eラーニングも「生の声」を取り入れることが重要なポイントになる。

【メンバーからの意見】

- ・メンバーとして意見を求められる以上、差別発言事象の詳細は、事前に共有していただきたい。
- ・事象の詳細をできる限り共有いただけると、より適切な意見が出せる。
- ・このアンケートの設問内容だと、職員であれば求められている回答が推測できてしまうのでは。
- ・職員意識調査については、今事象を生み出した実態を浮かび上がらせる方法等、外部の専門家の意見も取り入れ検討を。

- ・いわゆる古典的な部落差別と「差別はないのにまだ要求しているのか」といった現代的な部落差別、様々あるが、現状とそれを生み出したメカニズムの把握は必要。

【大阪市の説明】

- ・事象の詳細と今後取り組むべき方向性を文書として作成予定。示し方などについては検討するが、改めて有識者会議のメンバーに報告する。
- ・全職員に対する研修は、差別の実態が変わってきていることを含めて講師から説明いただく内容ということを留意して実施している。
- ・フィールドワークを令和4年から実施している。フィールドワークの充実については、改めて検討して、いろいろとご意見を頂戴しながら進めてまいりたい。

【メンバーからの意見】

- ・部落差別解消法の理念の中で、大阪市はどのように中身を充実させていくのか、再度確認されたい。

【メンバーからの意見】

- ・詳細な実態がわからないと意見を言うことも難しい。問題のある状況を改善するということであれば、必要な情報を提示していただきたい。

【メンバーからの意見】

- ・少なくとも事象の概要をメンバーに共有するなどした上で議論しないと、有識者会議そのものの位置付けが問われている。

【メンバーからの意見】

- ・大阪港湾局から市民局への報告が遅れたということだが、有識者会議での報告はもっと遅れている。有識者会議の開催をもっと充実していただきたい。

【座長からの意見】

- ・起きてしまった事象にどのように対応するかが一番重要で、決意だけでは意味がない。
- ・平成31年の二度と発生させないという強い決意には効果がなかったと言わざるを得ず、問題があった点を反省していただきたい。
- ・もし再発したとすると非常に大きな問題であり、現在の市、担当局、責任者の不作為の問題ではないかと考える。研修の問題を含め、適切な対応が必要で、何が欠けているのかを明らかにするために、職員の意識の実態を把握する必要があるのではないか。
- ・今回の事件を踏まえ、大阪市は再発防止のために具体的対策を講じる責任があり、大阪市が生まれ変わる契機にされたい。

議題3. その他

- ・資料3に基づき、本市でのモニタリング実施の検討状況について説明を行った。

【メンバーの意見】

- ・必要な施策は国に先んじて実施することも考慮し、審議会で意見を聴取されたい。
- ・プラットフォームに対する削除要請の検討とその対応経過を公表してもよいのでは。
- ・青少年健全育成の観点も考慮されたい。インターネット上の情報が人権教育面でも弊害が出てきている。

【メンバーからの意見】

- ・インターネット上の差別や市民間の差別の場合、差別した側に対応した場合にも開き直ることが想定される。そうならないためにも、大阪市にはヘイトスピーチに関しては条例で対処の枠組みがあり、同和問題に関してもそのような対処の枠組みがあるとよい。

【大阪市の説明】

- ・インターネット上の人権侵害に対する法的措置については、まず国において対応すべきという考え方は従来から変わっていないが、審議会からの意見を聞くことも含め、今後も考えていく。
- ・削除要請までの手順など、技術的な部分については、来年度、まずはお示しした手法で実施したいと考えている。今後も改善できることは検討していく。

【座長からの意見】

- ・インターネット上の誹謗中傷、人権侵害は、適切な規制がなかなか追いつかない。削除できたとしても、それまでには既に十分に拡散されているという状況。プラットフォームへの要請は個人ではなく行政がやるということが重要ではないか。

【メンバーからの意見】

- ・同和問題以外の人権侵害の取り扱いはどうするのか。

【大阪市からの説明】

- ・モニタリングの対象は、まずは同和問題のみとする予定。

【座長からの意見】

- ・インターネット上の書き込みは、いじめや性的虐待、性的暴力などにも深く関連する問題であり、広く人権侵害という視点に立った対応も求められる。